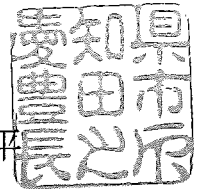


豊環保発 第262号

平成14年9月19日

愛知県知事 神田 真秋 様

豊田市長 鈴木 公平



豊田市における PCB 廃棄物処理施設の立地について

平成14年6月14日付14廃対第201号にて愛知県知事から要請のあったことについては、下記に示す受入条件の承諾を前提に、本市における環境事業団によるPCB処理事業の整備について、国が事業の具体化に向けて準備を進めることに同意します。

なお、提示した受入条件について、御回答をお願いします。

国に対しては、提示した受入条件に対する貴県の回答後に、条件付き受入回答を行ってまいります。

記

- 1 豊田市における PCB 処理事業に係る受入条件
- 2 要望書（別添）

豊田市における PCB 処理事業に係る受入条件

1. 広域処理事業全般に係る国、環境事業団及び関係自治体の全体調整の役割を担うこと。
2. 広域処理事業全般の安全確保について、関係自治体と連携して責任をもって協力すること。
3. (仮) 4 県協議会を設置し、その運営に努めること。
4. (仮) 4 県協議会において早急に下記事項について調整されること。
 - (1) 広域収集運搬計画の策定及び安全な収集運搬体制の整備に関する調整
 - (2) 保管・使用事業者及び収集運搬業者に対する監視指導等に関する調整
 - (3) 広域緊急連絡体制の確立
5. (仮) 搬入調整会議を設置し、その運営に努めること。
6. (仮) 搬入調整会議において下記事項について調整されること。
 - (1) 環境事業団と連携して具体的収集運搬計画の策定及び管理に関する調整
 - (2) 収集運搬事業者との情報交換等、安全かつ適切な収集運搬管理に関する調整。
7. 住民監視とリスクコミュニケーションの場として、本市が設置する(仮)安全監視委員会の運営に関して積極的に協力すること。
8. 県民の理解を一層図るための活動を推進し、適切な情報公開を行うこと。